

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年2月16日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

1 契約の概要

体育館トイレピット内給水管水漏れ修繕

2 履行(納品)場所

緑区霧が丘四丁目4番地

横浜市立霧が丘義務教育学校(後期課程)

3 契約日

令和6年1月11日

4 履行日又は履行期間

令和6年1月11日

5 契約金額

171,600円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市西区久保町4番12号

三ツ矢設備工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市立霧が丘義務教育学校(後期課程)の体育館トイレピットにおいて漏水が生じ、トイレ内が水浸しになってしまった。即時的に対応を行わないと学校運営に支障が生じると判断し、緊急契約で修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

一般競争有資格者名簿に登録のある会社で、従前から本校で給水管からの漏水修繕において実績があり、緑区内で迅速な対応ができることから選定した。

9 所管課

教育委員会事務局 横浜市立霧が丘義務教育学校(後期課程)